

豊橋市バイオマス資源利活用施設
整備・運営事業

募 集 要 項

平成 26 年 4 月

豊 橋 市
豊橋市上下水道局

目 次

第1 募集要項の定義	1
第2 事業概要	1
1 事業の名称	1
2 公共施設等の管理者の名称	1
3 対象となる公共施設等の名称	1
4 事業の目的	1
5 事業方式	2
6 事業の対象となる施設等	2
7 事業の概要	3
8 事業期間	5
9 選定事業者の収入	6
10 都市計画変更	7
11 民間活力イノベーション推進下水道事業制度を活用する場合の対応	7
第3 民間事業者の募集及び選定に関する事項	8
1 募集及び選定の方法	8
2 提案価格の上限額	8
3 選定のスケジュール	8
4 応募者の資格等	9
5 公募手続き等	12
6 優先交渉権者及び次点交渉権者の決定方法等	21
7 契約に関する基本的な考え方	22
第4 その他事業の実施に関し必要な事項	24
1 事業の継続が困難となった場合の措置	24
2 議会の議決	24
3 情報公開及び情報提供	24

別紙-1 モニタリングによるサービス購入費の減額の基準と方法

別紙-2 サービス購入費の構成及び支払い方法

別紙-3 物価変動等によるサービス購入費の見直しについて（案）

別紙-4 維持管理・運営期間において市が付保する予定の保険（参考）

第1 募集要項の定義

豊橋市バイオマス資源利活用施設整備・運営事業募集要項（以下「募集要項」という。）は、豊橋市及び豊橋市上下水道局（以下併せて「市」という。）が、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年法律第117号。以下「PFI法」という。）に基づき、平成26年1月31日に特定事業の選定を行った、豊橋市バイオマス資源利活用施設整備・運営事業（以下「本事業」という。）について募集条件を定めたものである。

募集要項に添付されている、豊橋市バイオマス資源利活用施設整備・運営事業要求水準書（以下「要求水準書」という。）、豊橋市バイオマス資源利活用施設整備・運営事業事業者選定基準（以下「事業者選定基準」という。）、豊橋市バイオマス資源利活用施設整備・運営事業様式集（以下「様式集」という。）、豊橋市バイオマス資源利活用施設整備・運営事業基本協定書（案）（以下「基本協定書（案）」という。）及び豊橋市バイオマス資源利活用施設整備・運営事業事業契約書（案）（以下「事業契約書（案）」という。）は一体のもの（以下、募集要項、要求水準書、事業者選定基準、様式集、基本協定書（案）及び事業契約書（案）を総称して「募集要項等」という。）であり、募集要項等全体で募集条件を規定している。

なお、募集要項等と実施方針及び実施方針等に関する質問・回答に相違のある場合は、募集要項等の規定内容を優先するものとする。

第2 事業概要

1 事業の名称

豊橋市バイオマス資源利活用施設整備・運営事業

2 公共施設等の管理者の名称

豊橋市長 佐原 光一

豊橋市水道事業及び下水道事業管理者 渡辺 明則

3 対象となる公共施設等の名称

豊橋市公共下水道中島処理場（以下「中島処理場」という。）

4 事業の目的

市では、持続的発展が可能な環境先進都市づくりを目指しており、「第5次豊橋市総合計画」では、「ともに生き、ともに作る」の基本理念のもと、「輝き支えあう水と緑のまち・豊橋」の実現に向けて取り組んでいる。これをより効果的・計画的に推進するとともに、望ましい上下水道の将来像を具現化するため策定した「豊橋市上下水道ビジョン」において、環境負荷の小さい下水道を目指し、より一層の未利用エネルギーの有効活用を図ることとしている。

また、下水道汚泥有効利用に関しては、学識経験者を含む「下水汚泥有効利用検討会」において検討した結果、基本的方向性として、下水道汚泥の有機分などの資源を最大限に活用するとともに、長期にわたり安定的な継続が可能な処理処分とすることになっている。

本事業では、未利用バイオマス資源のエネルギー利用のため、中島処理場に嫌気性消化施設を導入する。下水道汚泥に加え、し尿・浄化槽汚泥、一般廃棄物（事業系生ごみ、家庭系生ごみ）を中島処理場に集約し、混合した上で、微生物による嫌気性消化（メタン発酵）処理を行うことにより、バイオガスを取り出し、エネルギーとしての利活用を行う。これにより、以下の事業効果がもたらされることを期待している。

ア 中島処理場の老朽化した汚泥脱水設備等の更新及び汚泥乾燥に係る維持管理コストの削減

イ 老朽化が進んだ、し尿・浄化槽汚泥及び一般廃棄物を処理する豊橋市資源化センター（以下「資源化センター」という。）の更新費用の削減

ウ 様々なバイオマスを集約処理し、発生するバイオガス量を増加させ利活用を図ることによる温室効果ガスの排出削減

エ バイオガスの利活用策として、都市ガス管注入、発電等を行うことによるエネルギーの多様化

また、本事業をPFI方式により行うことにより、民間事業者のノウハウを生かし、コスト削減及び公共サービスの品質向上が図られることを期待する。

5 事業方式

本事業は、PFI法に基づき、同法第8条第1項の規定による選定事業者が当該事業に必要な施設の設計、建設を行った後、市に所有権を移転し、事業期間を通じて新規整備及び維持管理・運営を行う施設（以下「本施設」という。）及び維持管理・運営を行う既存施設（以下「既存施設」という。「本施設」「既存施設」を併せて、以下「本施設等」という。）の維持管理・運営を行うBTO（Build-Transfer-Operate）方式とする。

6 事業の対象となる施設等

(1) 事業の対象となる施設

事業の対象となる施設は、下水道汚泥、し尿・浄化槽汚泥及び生ごみのバイオガス化施設となる。

(2) 処理対象物

ア 公共下水道汚泥

イ 地域下水道汚泥（濃縮）

ウ し尿・浄化槽汚泥

以下、ア～ウを併せて「汚泥」という。

エ 家庭系一般廃棄物（生ごみ）

オ 事業系一般廃棄物（生ごみ）

以下、エ～オを併せて「生ごみ」という。

以下、ア～オを併せて「バイオマス」という。

(3) 施設規模

ア 汚泥：約 472 m³/日（事業期間中においてバイオマスの固形物量が最大となる年度の日平均値）

イ 生ごみ：約 59 t/日（事業期間中においてバイオマスの固形物量が最大となる処理規模の年度の日平均値）

7 事業の概要

選定事業者が実施する業務は（1）～（5）のとおりである。

(1) 設計業務

ア 基本設計業務

イ 実施設計業務

ウ 設計に伴う各種申請等の業務

エ 市が実施する近隣説明への協力業務

オ 設計図書の提出

カ 完了検査

(2) 建設業務

ア 既存設備（機械濃縮設備及び汚泥脱水設備）の撤去業務

イ 建設用地の造成業務

ウ 本施設の建設業務

エ 供用開始準備業務

オ その他建設に必要な関連業務

カ 汚泥乾燥設備の撤去・更新業務【提案があった場合】

既存の汚泥乾燥設備については、事業終了までに撤去することとし、汚泥利活用方法に応じて、事業期間中の更新又は、発酵後汚泥の利活用のための設備の建設などを行う。

また、既存の汚泥乾燥設備を事業終了まで利用することも可能とする。その場合発生する大規模修繕は選定事業者にて実施すること。また、この場合は事業終了時の撤去は不要である。

(3) 維持管理・運營業務

ア 維持管理・運営計画等の策定業務

イ 維持管理業務

(ア) 点検・保守業務

(イ) 修繕・更新業務

事業期間中、選定事業者は、本事業を実施するために、本施設において必要となる全ての修繕・更新及び既存施設において必要となる全ての修繕を行う。

ウ 運營業務

(ア) バイオマスの受入管理及び処理業務

(イ) バイオガスの利活用業務

※利活用方法は提案による。

(ウ) 試験業務

(エ) 報告業務

(オ) ユーティリティ等の調達・管理業務

エ その他維持管理・運営に必要な関連業務

(ア) 清掃業務

(イ) 警備業務

(ウ) 外構維持管理業務

(エ) 危機管理対応業務

(オ) 本施設等のPR業務（パンフレット等作成、見学者対応）

(カ) 地域住民対応業務

(キ) 維持管理の調査・研究のために必要となるデータの整理・協力業務

オ 事業終了時の引継業務

(ア) 事業終了後の市の大規模修繕・更新等業務への提案業務

(イ) 引継業務

(4) 発酵後汚泥の利活用等業務

ア 発酵後汚泥の利活用業務（利活用する場合）

(ア) 有価として利活用

※利活用方法は提案による。

(イ) 市の利活用

イ 発酵後汚泥の処理業務（資源化センターで処理する場合）

ウ 「規制改革実施計画」（平成25年6月14日閣議決定）において平成25年6月中に講ずることとされた措置（バイオマス発電の燃料関係）について（以下「環境省通知」という。）に従う場合

(5) 付帯事業

ア 未利用地利活用業務

対象敷地内の未利用地を、市より有償で借り受け、選定事業者の独立採算による事業を行うことができる。

当該業務において使用する敷地の使用料は、以下を最低貸付基準とし、選定事業者の提案による。

$$\text{最低貸付基準額} = 57\text{円} / \text{m}^2 \cdot \text{年}$$

イ 提案バイオマス処理業務

選定事業者の提案により、本市のバイオマス以外のバイオマスについても本施設等を活用し、特定事業の規模の範囲内で処理することができる。（以下、選定事業者の提案によるバイオマスを「提案バイオマス」という。）

なお、提案バイオマスの処理量に応じて、市に施設利用料を支払うこととし、施設利用料は選定事業者の提案に基づき、協議により決定する。

(6) 市の業務範囲

本事業における市の業務範囲は以下のとおりである。

ア 交付金等の申請手続き

イ 公共下水道汚泥の送泥、運搬・投入

ウ 地域下水道汚泥（濃縮）、し尿・浄化槽汚泥、生ごみの運搬・投入

エ 重力濃縮槽のし渣コンテナの搬出・運搬

オ 返流水の受入れ

カ 再生水の提供

キ モニタリング

別紙-1 にモニタリングによるサービス購入費の減額の基準と方法を示す。

(7) 本施設と既存施設の整理と役割分担

本施設と既存施設の整理と役割分担は要求水準書に示す。

8 事業期間

本事業の事業期間は平成26年12月の契約締結から平成49年9月までの22年9か月を予定している。

表1 事業スケジュール

日程	スケジュール
平成26年12月中旬	事業契約の締結
事業契約締結日～平成29年9月30日	設計・建設期間（試運転期間含む。）
平成29年9月30日	施設の引渡し
平成29年10月1日～平成49年9月30日	維持管理・運営期間 ※ただし既存施設の維持管理・運営は試運転開始日（提案による）を始期とする。

9 選定事業者の収入

本事業における選定事業者の収入は、市のサービス購入費、バイオガスの利活用による収入、発酵後汚泥の利活用による収入、未利用地利活用による収入、提案バイオマスの処理料及び提案バイオマスから発生するバイオガスの利活用による収入とする。

(1) 市のサービス購入費

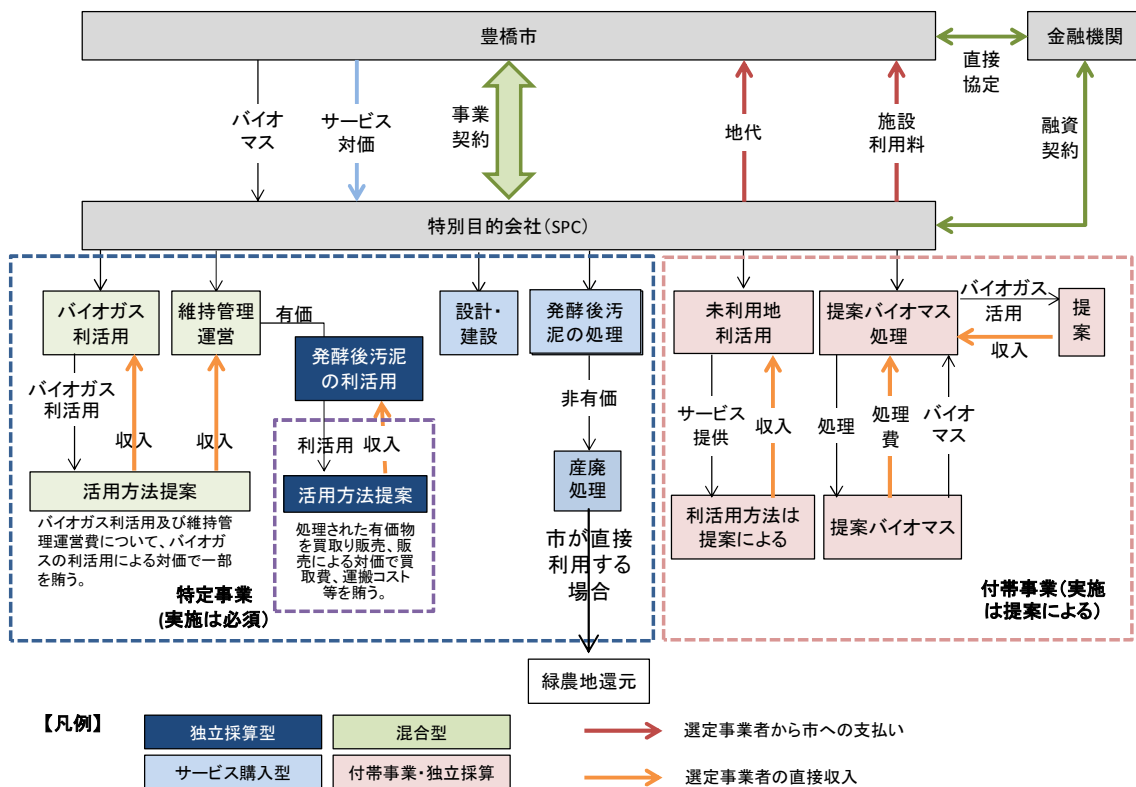
市は、選定事業者が設計業務、建設業務、維持管理・運営業務及び発酵後汚泥の処理業務を行う対価としてサービス購入費を支払う。別紙-2 にサービス購入費の構成及び支払い方法、別紙-3 に物価変動等によるサービス購入費の見直しについて（案）を示す。

(2) 選定事業者自らの収入

- ア バイオガスの利活用による収入
バイオガスの利活用による収入を自らの収入とすることができる。
- イ 発酵後汚泥の利活用による収入
発酵後汚泥の利活用による収入を自らの収入とすることができる。
- ウ 未利用地利活用による収入（付帯事業）
未利用地利活用事業による収入を自らの収入とすることができる。
- エ 提案バイオマスの処理による収入（付帯事業）
選定事業者の提案による処理対象物の処理による収入を自らの収入とすることができる。

(3) 市と選定事業者の収支関係

豊橋市と選定事業者の主な収支の関係は以下のとおりとなる。



※バイオガスの利活用業務及び維持管理運營業務については、場内利用を提案する場合は、サービス購入型となる。

図1 対象業務の考え方と事業類型、収支関係

10 都市計画変更

市は、都市計画変更手続きに先立ち、平成26年6月までに生活環境影響調査を終了し、契約締結までに当該施設の一般廃棄物処理施設としての都市計画変更を行う予定である。

11 民間活カイノベーション推進下水道事業制度を活用する場合の対応

民間活カイノベーション推進下水道事業制度の活用を検討する民間事業者は、平成26年6月末までに市に対して事業内容の説明を行うこと。

第3 民間事業者の募集及び選定に関する事項

1 募集及び選定の方法

市は、透明性の確保と公正な競争の促進に配慮しながら、本事業の実施を希望する民間事業者を広く募集する。民間事業者の選定に当たっては、本事業の実施に係る対価の額及び提案内容を評価する公募型プロポーザル方式に付することとする。

2 提案価格の上限額

23,279,000千円（消費税及び地方消費税を含まない。）とする。

3 選定のスケジュール

本事業における民間事業者の募集・選定のスケジュールは以下のとおり予定している。

表2 民間事業者の募集・選定スケジュール

日	程	スケジュール
平成26年	4月21日(月)	募集要項等の公表
	4月25日(金)	募集要項説明会・現地見学会申込書の受付締切
	5月8日(木)	募集要項説明会及び現地見学会
	4月21日(月)～ 5月12日(月)	募集要項等に関する質問(第1回目)の受付期間
	6月6日(金)	募集要項等に関する質問への回答(第1回目)
	6月9日(月)～ 6月20日(金)	募集要項等に関する質問書(第2回目)の受付期間
	4月22日(火)～ 6月30日(月)	付帯事業(未利用地利活用業務)に関する提案内容の可否の確認(期間中随時)
	7月11日(金)	募集要項等に関する質問への回答(第2回目)
	6月9日(月)～ 7月25日(金)	サービス購入費A1、B1(交付金相当額)の算出に関する相談受付(期間中随時)
	7月14日(月)～ 7月25日(金)	参加表明書及び参加資格確認申請書の受付期間
	7月31日(木)	参加資格の確認通知の発送
	8月29日(金)	提案書類の受付
	9月下旬	応募者へのヒアリング
	10月上旬	優先交渉権者の決定
	10月上旬	基本協定の締結
	11月上旬	仮契約の締結
12月中旬	事業契約の議決	

4 応募者の資格等

(1) 応募者の構成等

- ア 本事業の応募者は、設計業務にあたる者（以下「設計企業」という。）、建設業務にあたる者（以下「建設企業」という。）及び維持管理・運營業務にあたる者（以下「維持管理・運営企業」という。）を含むものとする。
- イ 設計企業、建設企業及び維持管理・運営企業のうち複数、一企業が兼ねることを認める。
- ウ 応募者は、参加資格確認申請書の提出時に構成企業名及び協力企業名並びに当該企業の担当する業務を明らかにすること。なお、構成企業とは、7(2)に示す特別目的会社に対して出資する者であり、特別目的会社が直接業務を委託し、又は請け負わせることを予定する者をいい、協力企業とは、特別目的会社に対して出資は行わない者であり、特別目的会社が直接業務を委託し、又は請け負わせることを予定する者をいう。
- エ 応募者は構成企業の中から代表となる企業（以下「代表企業」という。）を定めること。
- オ 応募者の構成企業及び協力企業並びにその企業と資本面若しくは人事面において関連がある者は、他の応募者の構成企業及び協力企業となることはできない。なお、「資本面において関連がある」とは、一方の会社が他方の会社の総株主の議決権の100分の50を超える、又は有限会社の総社員の議決権の100分の50を超える議決権を有する場合をいい、「人事面において関連がある」とは、一方の株式会社の代表取締役又は有限会社の取締役が他方の株式会社の代表取締役又は有限会社の取締役を兼職している場合をいう。

(2) 構成企業及び協力企業の制限

次のいずれかに該当する者は、応募者の構成企業及び協力企業になることはできない。

- ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者
- イ 破産法（平成16年法律第75号）第18条若しくは第19条の規定による破産手続開始の申立て、又は同法附則第3条の規定によりなお従前の例によることとされる破産事件に係る同法施行による廃止前の破産法（大正11年法律第71条）第132条又は第133条の規定による破産申立てがなされている者
- ウ 会社更生法（平成14年法律第154条）第17条の規定による更生手続開始の申立て、又は同法附則第2条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件に係る同法施行による改正前の会社更生法（昭和27年法律第172号）に基づく更生手続開始の申立てがなされている者
- エ 民事再生法（平成11年法律225号）第21条の規定による再生手続開始の申

立て、又は平成 12 年 3 月 31 日以前に、同法附則第 3 条の規定によりなお従前の例によることとされる和議事件にかかる同法施行による廃止前の和議法（大正 11 年法律第 72 号）第 12 条第 1 項の規定による和議開始の申立てがなされている者

オ 清算中の株式会社である事業者について、会社法（平成 17 年法律第 86 号）第 511 条に基づく特別清算の申立てがなされている者

カ 参加資格確認申請書を提出する時までに直近 2 か年の国税、都道府県税及び市町村税を滞納している者

キ 市が本事業のアドバイザー業務を委託している者及び当該アドバイザー業務において提携関係にある者、またこれらの者と資本面若しくは人事面において関連がある者。なお、本事業のアドバイザー業務及び当該アドバイザー業務において提携関係にある者は以下のとおりである。また、「資本面若しくは人事面において関連がある」の定義については、(1)の記載事項を参照のこと（クにおいて同じ。）。

(ア) 八千代エンジニアリング株式会社

(イ) アンダーソン・毛利・友常法律事務所

ク 本事業にかかる審査委員会の審査委員及び審査委員と資本面若しくは人事面において関連がある者

ケ 参加資格確認申請書の提出から優先交渉権者として決定されるまでの間において、市の指名停止措置を受けている者

コ 参加資格確認申請書の提出から優先交渉権者として決定されるまでの間において、「豊橋市が行う事務又は事業からの暴力団排除に関する合意書」（平成 26 年 3 月 26 日付け豊橋市長・愛知県豊橋警察署長締結）に基づく排除措置を受けている者

(3) 応募者の参加資格要件

応募者は、本事業を円滑に遂行できる安定的かつ健全な財務能力、効率的かつ効果的に実施できる経験及びノウハウを有していなければならない。

また、各業務にあたる企業は、以下の要件を満たす必要があり、複数の業務を同一の企業が兼ねる場合においても、当該要件を満たす必要がある。

ア 設計企業

(ア) 建築士法（昭和 25 年法律第 202 号）第 23 条の規定に基づく一級建築士事務所の登録を行っていること。

(イ) 平成 26・27 年度に豊橋市が発注する設計・測量・建設コンサルタント等業務の契約に関し競争入札に参加する者に必要な資格を有すること。

(ウ) 設計企業が単独の場合又は複数の場合にかかわらず、(ア)及び(イ)の要件は全ての者が満たすこと。

イ 建設企業

- (ア) 建設業法(昭和24年法律第100号)第3条の規定による、土木一式工事、建築一式工事、電気工事、管工事、機械器具設置工事、水道施設工事及び清掃施設工事につき、特定建設業の許可を有していること。ただし、建設企業が複数の場合は、複数の者で全てを満たせば良いものとする。
- (イ) 平成26・27年度に豊橋市が発注する建設工事の契約に関し競争入札に参加する者に必要な資格を有すること。ただし、建設企業が複数の場合は、全ての者が満たすこと。
- (ロ) (ア)で有する特定建設業の許可に対応した直近の経営事項審査結果の総合評定値について、電気工事が1,100点以上、機械器具設置工事が900点以上及び清掃施設工事が1,100点以上であること。ただし、建設企業が複数の場合は、複数の者で全てを満たせば良いものとする。
- (エ) 国、地方公共団体又は特殊法人等が発注した下水道汚泥等のバイオマスからバイオガスを回収しエネルギー利用を行う施設(実証プラントを含む。)の工事を、平成16年4月1日以降に元請として引き渡し完了した実績を有すること。ただし、建設企業が複数の場合は、(ロ)の参加資格を満たす者が複数で全てを満たせば良いものとする。
- (オ) 建設企業が単独の場合は、必ず(ア)から(エ)の要件を全て満たし、7(2)に示す特別目的会社に対する出資を行うこと。
- (カ) 建設企業が複数の場合は、(イ)の要件は全ての者が満たすこととし、(ア)、(ロ)及び(エ)の要件は複数の者で全てを満たせば良いものとする。さらに、(エ)の要件を満たす者の少なくとも1社は、7(2)に示す特別目的会社に対する出資を行うこと。

ウ 維持管理・運営企業

- (ア) 平成26・27年度に豊橋市が発注する委託業務等の契約に関し競争入札に参加する者に必要な資格を有していること。
- (イ) 下水道法(昭和33年法律第79号)第22条第2項に規定する政令で定める資格者を配置でき、国土交通省に下水道処理施設維持管理業の登録をしていること。
- (ロ) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)第21条第3項に規定する政令で定める資格者を配置できること。
- (エ) 国、地方公共団体又は特殊法人等が発注した下水道汚泥等のバイオマスからバイオガスを回収しエネルギー利用を行う施設(実証プラントを含む。)の維持管理・運營業務を、平成16年4月1日以降に元請として1年間以上受託した実績を有すること。
- (オ) 維持管理・運営企業が単独の場合は、(ア)から(エ)の全ての要件を満たすこと。複数の場合は、上記(ア)の要件は全ての者が満たすこととし、(イ)から

(エ)の要件は、複数の者で全てを満たせば良いものとする。

エ その他企業

ア～ウに示す業務以外の業務を実施する企業が構成企業又は協力企業として参画する場合は、平成26・27年度に市が発注する契約に関し競争入札に参加する者に必要な資格を有していること。

(4) 参加資格の確認及び失格要件

市は、応募者から提出された参加資格確認申請書について速やかに確認を行った後に、各応募者に対して参加資格要件を満たしているか否かを通知する（通知の発送日を「参加資格確認通知日」とする。）。

なお、資格確認通知を受けた応募者の構成企業又は協力企業のいずれかが、以下に該当した場合は失格とする。

ア 参加資格確認通知日以降、優先交渉権者決定までの期間に(2)及び(3)において定める資格要件を欠くような事態が生じた場合

イ 6(1)に示す審査委員会の委員に対して自己に有利になるような接触等の働きかけを行った場合

(5) 構成企業又は協力企業の変更

参加表明書により参加の意思を表明した後は、応募者の構成企業又は協力企業の追加及び変更は原則として認めない。ただし、市はやむを得ないと判断した場合は、(1)エに示す代表企業を除き、認めることがある。

5 公募手続き等

(1) 募集要項等の公表に関する事項

ア 募集要項等の公表

募集要項等の公表は平成26年4月21日（月）とし、市の公式ホームページにおいて公表する。

URL：<http://www.city.toyohashi.lg.jp/12440.htm>

イ 募集要項説明会等

(ア) 日時及び場所

平成26年5月8日（木）

時間	内容	会場	備考
午前10：30～	募集要項説明会	中島処理場（豊橋市神野新田町字中島75-2）	受付開始時間 午前10：00
午後1：30～	現地見学会	中島処理場（豊橋市神野新田町字中島75-2）	受付開始時間 午後1：00

(イ) 参加申込期間

平成26年4月21日（月）から平成26年4月25日（金）午後5時（必着）まで

(ウ) 申込方法

説明会に参加を希望する企業は、様式1-1を次の申込先までFAX若しくはE-mailで送付すること。なお、参加申込みについては別に定める様式を使用すること。参加については参加企業1社につき最大2名までとする。なお、多数の参加希望者があった場合は、参加人数の制限及び日時の変更を行うことがある。当日は、募集要項等の資料配布は予定していないため、各自持参すること。

なお、現地説明会については、現地集合、現地解散とし、交通手段については各参加者で確保すること。

《提出様式》

様式1-1（募集要項説明会・現地見学会申込書）

(エ) 申込先

豊橋市上下水道局 総務課 財務グループ（公共下水道）

E-Mail：water-somu@city.toyohashi.lg.jp

FAX：0532-51-2708

ウ 募集要項等に関する質問（第1回目）の受付及び回答

募集要項等に関する質問（第1回目）の受付及び回答を以下のとおり行う。

(ア) 受付期間

平成26年4月21日（月）から平成26年5月12日（月）午後0時（必着）まで

(イ) 提出方法

質問の内容を簡潔にまとめ、様式1-2に記入の上、郵送またはE-mailにて提出すること。使用するソフトは、「Microsoft Excel」（保存形式は2007以前とする）とすること。また、件名は「豊橋市バイオマス資源利活用施設整備・運営事業・質問書 ●●」（●●は提出企業名）とすること。その際、市が受領していることを電話で確認すること。郵送の場合は、データをCD-Rに保存して、質問内容を印刷した書類に同封すること。

《提出様式》

様式1-2（募集要項等に関する質問書）

(ウ) 提出先

豊橋市上下水道局 総務課 財務グループ（公共下水道）

〒440-8502 愛知県豊橋市牛川町字下モ田 29 番地の 1

TEL : 0532-51-2705

E-Mail : water-somu@city.toyohashi.lg.jp

(エ) 募集要項等に関する質問への回答の公表

募集要項等に関する質問（第1回目）への回答は、平成26年6月6日（金）までに、市の公式ホームページにおいて公表する。

エ 募集要項等に関する質問（第2回目）の受付及び回答

募集要項等に関する質問（第2回目）の受付及び回答を以下のとおり行う。

(ア) 受付期間

平成26年6月9日（月）から平成26年6月20日（金）午後0時（必着）まで

(イ) 提出方法

質問の内容を簡潔にまとめ、様式1-2に記入の上、郵送またはE-mailにて提出すること。使用するソフトは、「Microsoft Excel」（保存形式は2007以前とする）とすること。また、件名は「豊橋市バイオマス資源利活用施設整備・運営事業・質問書 ●●」（●●は提出企業名）とすること。その際、市が受領していることを電話で確認すること。郵送の場合は、データをCD-Rに保存して、質問内容を印刷した書類に同封すること。

《提出様式》

様式1-2（募集要項等に関する質問書）

(ウ) 提出先

豊橋市上下水道局 総務課 財務グループ（公共下水道）

〒440-8502 愛知県豊橋市牛川町字下モ田 29 番地の 1

TEL : 0532-51-2705

E-Mail : water-somu@city.toyohashi.lg.jp

(エ) 募集要項等に関する質問への回答の公表

募集要項等に関する質問（第2回目）への回答は、平成26年7月11日（金）までに、市の公式ホームページにおいて公表する。

オ 未利用地利活用業務の提案の可否に関する確認

未利用地利活用業務を提案しようとする者は、以下の期間内に提案内容の可否について市に確認申込みをすること。

(ア) 受付期間

平成26年4月22日（火）から平成26年6月30日（月）午後5時（必着）まで

(イ) 確認方法

提案内容を簡潔にまとめ、様式1-3に記入の上、郵送またはE-mailにて提出す

ること。使用するソフトは、「Microsoft Excel」（保存形式は2007以前とする）とすること。また、件名は「豊橋市バイオマス資源利活用施設整備・運営事業・未利用地利活用業務確認申込 ●●」（●●は提出企業名）とすること。その際、市が受領していることを電話で確認すること。郵送の場合は、データをCD-Rに保存して、質問内容を印刷した書類に同封すること。

《提出様式》

様式1-3（未利用地利活用業務の提案の可否に関する確認申込書）

(ウ) 提出先

豊橋市上下水道局 総務課 財務グループ（公共下水道）

〒440-8502 愛知県豊橋市牛川町字下モ田 29 番地の 1

TEL : 0532-51-2705

E-Mail : water-somu@city.toyohashi.lg.jp

(エ) 回答方法

市は、未利用地利活用業務の提案の可否に関する確認申込書を提出した者に対して、確認結果を書面にて回答する。

(オ) 市からの問い合わせ

市は、応募者から提出された確認申込資料について、内容を確認するため、個別に連絡を行う場合がある。

カ サービス購入費 A1、B1 の算出に関する確認

サービス購入費 A1、B1 の算出に当たって、算出方法等を確認したい場合は、面談により確認を実施することとし、以下の手続きによるものとする。

(ア) 確認受付期間

平成26年 6 月 9 日（月）から平成26年 7 月25日（金）午後 5 時（必着）まで

(イ) 申込方法

様式1-4に確認内容を簡潔にまとめたものと希望する面談日（第 5 希望まで面談希望日期限は 7 月31日（木）までとする。）を、郵送またはE-mailにて提出すること。使用するソフトは、「Microsoft Excel」（保存形式は2007以前とする）とすること。また、件名は「豊橋市バイオマス資源利活用施設整備・運営事業・サービス購入費 A1、B1確認申込 ●●」（●●は提出企業名）とすること。その際、市が受領していることを電話で確認すること。郵送の場合は、データをCD-Rに保存して、質問内容を印刷した書類に同封すること。

《提出様式》

様式1-4（サービス購入費 A1、B1に関する確認申込書）

(ウ) 提出先

豊橋市上下水道局 総務課 財務グループ（公共下水道）

〒440-8502 愛知県豊橋市牛川町字下モ田 29 番地の 1

TEL : 0532-51-2705

E-Mail : water-somu@city.toyohashi.lg.jp

(エ) 面談日の決定

市は、面談希望日を踏まえ、打ち合わせ日時・場所を決定し、申込者に通知する。

(オ) 回答方法

原則として面談により回答を行う。

(カ) 面談内容

サービス購入費 A1、B1 の算出方法以外の内容については、市は回答しない。

確認結果は非公表とするが、統一した算出方法のルールとして他の応募者に提示する必要がある事項については、公表する。

キ 既存施設の稼働率等のデータの提供方法について

既存施設の稼働率等のデータが必要な場合は、以下の手続きによるものとする。

(ア) データ請求期間

平成26年 4 月21日（月）から平成26年 8 月29日（金）まで

(イ) 確認方法

必要なデータの種類を簡潔にまとめ、様式1-5に記入の上、郵送またはE-mailにて提出すること。使用するソフトは、「Microsoft Excel」（保存形式は2007以前とする）とすること。また、件名は「豊橋市バイオマス資源利活用施設整備・運営事業・既存データの請求依頼 ●●」（●●は提出企業名）とすること。その際、市が受領していることを電話で確認すること。郵送の場合は、データをCD-Rに保存して、質問内容を印刷した書類に同封すること。

《提出様式》

様式1-5（既存データの請求申込書）

(ウ) 提出先

豊橋市上下水道局 下水道施設課 バイオマス利活用事業担当

〒441-8077 愛知県豊橋市神野新田町字中島 75 番地の 2

TEL : 0532-46-2854

E-Mail : gesuishisetsu@city.toyohashi.lg.jp

(エ) 資料提出方法

市は、既存データの請求申込書を提出した者に対して、電話にて受領場所・方法・日時を回答する。

(2) 参加表明書及び参加資格確認申請書の受付

本プロポーザルに参加を希望する者は、参加表明書及び参加資格確認申請書を提出し参加資格の確認を受けること。なお、当該申請受付期限までに参加表明書及び参加資格確認申請書を提出しない者並びに参加資格がないとされた者は本プロポーザルに参加することはできない。

ア 参加表明書及び参加資格確認申請書の受付

(ア) 受付期間

平成26年7月14日（月）から平成26年7月25日（金）午後5時（必着）まで

(イ) 提出先

豊橋市上下水道局 総務課 財務グループ（公共下水道）

〒440-8502 愛知県豊橋市牛川町字下モ田 29 番地の 1

(ウ) 提出方法

参加表明書及び参加資格確認申請書は、上記提出先へ持参または郵送により提出すること。E-mail等による申請は受け付けない。なお、持参の場合は、受付期間中の土曜日、日曜日及び祝日を除く日の午前8時30分から午後5時までに持参すること。また、郵送の場合は、平成26年7月25日（金）午後5時必着とし、「豊橋市上下水道局 総務課 豊橋市バイオマス資源利活用施設整備・運営事業プロポーザル関係書類在中」と朱書きの上、書留により送付すること。

イ 参加表明書及び参加資格確認申請書の作成

参加表明書及び参加資格確認申請書は、以下の様式に従い作成すること。様式2-1～2-4は、正1部・副1部を作成すること。様式2-5～2-9は、必要な添付書類等を含め、正1部・副1部を作成すること。なお、様式2-5～2-9は、複数の企業で当該業務を実施する場合には各企業別に作成すること。提出に当たっては様式2-1～2-9（添付書類等含む）を簡易ファイル綴じとして提出すること。

《提出様式》

様式2-1（参加表明書）

様式2-2（応募者の構成表）

様式2-3（委任状）

様式2-4（参加資格確認申請書）

様式2-5（参加資格要件確認書（設計企業））

様式2-6（参加資格要件確認書（建設企業））

様式2-7（参加資格要件確認書（維持管理・運営企業））

様式2-8（参加資格審査の附属資料提出確認書）

様式2-9（参加資格報告書）

ウ 参加資格確認の通知

市は、参加表明書及び参加資格確認申請書を提出した者に対して、参加資格確認通知を平成26年7月31日（木）までに発送する。なお、この時本事業に関する提案内容を記載した審査資料（以下「提案書類」という。）提出時に使用する応募者記号を併せて通知する。

エ 参加資格がないとされた場合の取扱い

参加資格がないと通知された者は、参加資格がないと判断された理由について、市に説明を求めることができる。その場合、平成26年8月8日（金）午後5時（必着）までに書面により上記提出先まで申し出ること（様式自由）。回答は文書により行い、平成26年8月15日（金）までに発送する。

オ その他

(7) 参加表明書及び参加資格確認申請書の作成及び提出に要する費用は、全て応募者の負担とする。

(4) 市は、提出された参加表明書等を参加資格の確認以外に無断で使用しない。

(3) プロポーザル参加の辞退

参加表明書等の提出以後、プロポーザル参加を辞退する場合は、様式3-1を提案書提出日までに豊橋市上下水道局総務課に持参、または郵便若しくは信書便（提案書提出日の前日までに到着するものに限る。）により提出すること。なお、参加資格があると通知された者が、提案書類を期限までに提出しない場合は、辞退したものとみなす。

《提出様式》

様式3-1（応募辞退届）

(4) 提案書類提出日時等

参加資格確認通知により、参加資格があるとされた者は、提案書類を次の方法により提出すること。

ア 提案書類の提出

(7) 日時

平成26年8月29日（金）午前9時から午後4時まで

(イ) 場所

豊橋市上下水道局 総務課 財務グループ（公共下水道）

愛知県豊橋市牛川町字下モ田29番地の1

※提案書類は持参により提出すること。また、提案書類の提出に際しては、参加資格確認通知の写しを持参すること。

イ 提案書類の作成方法

- ・提案書類は様式集に記載する方法に従い作成すること。
- ・提出部数は、正1部・副18部とし、副本は企業名やマーク等、企業が確認できる表示は不可とする。
- ・様式5-1については、A3版の簡易ファイル綴じとし、その他の様式はA4版の簡易ファイル綴じとする。
- ・すべての提案書類について、電子データ（CD-R）を併せて提出すること。なお、データ保存方式は様式集に記載する方法とする。
- ・エクセルデータについては、必ず計算式等を残したファイル（様式以外のシートに計算式がリンクする場合には、当該シートも含む）とするよう留意すること。

《提出様式》

様式4-1（提案書類提出届）から様式9-1（民間発案に関する説明書）までの各様式

ウ 提案書類提出に当たっての留意事項

(ア) 募集要項等の承諾

提案書類を提出した応募者は、募集要項等の記載内容を承諾したものとみなす。

(イ) 費用負担

提案書類の作成及び提出等の応募に要する費用は、全て応募者の負担とする。

(ロ) 公正な公募プロポーザルの確保

応募者を構成する企業は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）に抵触する行為を行ってはならない。なお、後日、不正な行為が判明した場合には、市は、契約の解除等の措置をとることがある。詳細については、基本協定書（案）を参照すること。

(ハ) 事業に関する提案内容を記載した審査資料の取扱い

a 著作権

市が提示した募集要項等またはその他の参考図書等の著作権は市に帰属する。また、提案資料の著作権は応募者に帰属する。なお、本事業の事業者選

定結果に関する公表その他市が必要と認めるときは、市は選定事業者の提案資料の全部または一部を無償で使用できるものとする。

b 特許権等

提案内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標権等の日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている工事材料、施工方法、維持管理方法等を使用した結果生じた責任は、応募者が負う。

c 市が提示した参考図書等の取扱い

市が提示する募集要項等またはその他の参考図書等は、本プロポーザルに係る検討以外の目的で使用することはできない。

d 複数提案の禁止

応募者は、1つの提案しか行うことができない。

e 提案書類の変更禁止

提案書類の変更はできない。

(オ) 使用言語、単位及び時刻

本プロポーザルに関して使用する言語は日本語、単位は計量法（平成4年法律第51号）に定めるもの、通貨単位は円、時刻は日本標準時とする。

(カ) 契約保証金

選定事業者は、サービス購入費A（改定された場合には当該改定された金額）の合計額から割賦金利相当額を控除した額の100分の10以上に相当する金額の契約保証金を納付するものとする。ただし、選定事業者は、上記の相当額の100分の10以上に相当する金額の履行保証保険を、市を被保険者※として付保することをもって、契約保証金の納付に代替できる。

※選定事業者を被保険者として当該保険を契約する場合、選定事業者は、自らの費用負担において、当該保険金請求権上に市のために質権を設定しなければならない。

(キ) 保険

工事の施工に伴い、第三者に損害を及ぼした場合に生じた損害を負担するため、選定事業者は第三者賠償責任保険に加入すること。また、不測かつ突発的な事故による損害を負担するために、建設工事保険に加入すること。維持管理期間中も、施設内において第三者に損害を及ぼした場合に生じた損害を負担するため、選定事業者は賠償責任保険に加入すること。（詳細については事業契約書（案）に記載する。）なお、維持管理期間において、市は建物総合損害共済（社団法人全国市有物件災害共済会 東海支部）と同程度の保険付保を予定している。（別紙-4に概要を示す。）希望者は、建物総合損害共済事業の概要と事務取扱の手引を豊橋市上下水道局総務課にて閲覧可能である。

(ク) 提案書類の無効

次のいずれかに該当するプロポーザル提案は無効とする。

- ・参加資格がない者が提出したプロポーザル提案
- ・応募者の代表企業以外の者が提出したプロポーザル提案
- ・参加表明書等その他一切の提出書類に虚偽の記載をした者が提出したプロポーザル提案
- ・記名及び押印のないプロポーザル提案
- ・誤字、脱字等により意思表示が不明確なプロポーザル提案
- ・応募者が2つ以上の提案書類を提出した場合
- ・本プロポーザルに際して連合等の不正行為があった場合
- ・所定の日時まで所定の場所に到着しなかったプロポーザル提案

(ケ) 本プロポーザルの中止等

天災地変等やむを得ない理由により、本プロポーザルの執行ができないときは、これを延期し、または中止する場合がある。

プロポーザル参加者の連合の疑い、不正不穏行動等により本プロポーザルを公正に執行できないと認められるときは、本プロポーザルの執行を延期し、または中止する場合がある。

なお、上記中止等の場合において、提案書類の作成等のために応募者がその時点までに費やした費用は、全て応募者の負担とする。

(コ) 提案価格の記載等

提案価格は、市から受け取るサービス購入費の総額の単純合計値（消費税及び地方消費税を含まない。）の額を記載すること。この際の計算の前提となる金利水準は以下のとおりとし、物価変動は見込まないものとする。

割賦手数料については、元利均等払を前提とする支払金利により算定する。

支払金利は基準金利に、様式集の様式7-3bで提案したスプレッドを加えたものとする。提案書に使用する基準金利は、平成26年7月29日の午前10時にテレレート17143頁に発表される、東京スワップ・レファレンス・レート（TSR）として表示されている6か月LIBORベースのサービス購入費A1については10年物金利スワップレートの仲値、サービス購入費B1については、対応する年数の金利スワップレートの仲値を使用すること。

6 優先交渉権者及び次点交渉権者の決定方法等

優先交渉権者及び次点交渉権者の決定方法は総合評価方式とし、審査は「資格審査」と「提案審査（「基礎審査」、「総合審査」から構成される。）」の手順にて実施する。なお、詳細は事業者選定基準を参照のこと。

(1) 審査委員会

資格審査及び基礎審査は市が実施し、総合審査については「豊橋市バイオマス資源利活用施設整備・運営事業審査委員会」（平成25年6月21日設置。以下「審査委員

会」という。)が、事業者選定基準に基づき行う。

審査委員会の委員は次のとおりである(敬称略)。

委員長	奥野 信宏	(中京大学理事・総合政策学部教授)
副委員長	後藤 尚弘	(豊橋技術科学大学 環境・生命工学系准教授)
委員	山田 剛史	(豊橋技術科学大学 環境・生命工学系助教)
委員	津森 ジュン	(土木研究所 材料資源研究グループ リサイクルチーム 上席研究員)
委員	鈴木 伸幸	(豊橋市財務部長)
委員	大須賀 俊裕	(豊橋市環境部長)
委員	渡辺 明則	(豊橋市上下水道局長)

なお、総合審査の過程で、応募者に対するヒアリングを実施する予定であるが、詳細な日時等については、別途、応募者に対して通知する。

(2) 優先交渉権者及び次点交渉権者の決定及び公表

ア 優先交渉権者及び次点交渉権者の決定

市は、審査委員会の審査結果を踏まえ、優先交渉権者及び次点交渉権者を決定する。

イ 結果及び評価の公表

市は、審査委員会における審査及び選定の結果を取りまとめて、平成26年12月中旬に市の公式ホームページにおいて公表する。

7 契約に関する基本的な考え方

(1) 基本協定の締結

市は優先交渉権者を構成する企業と基本協定を締結する。

(2) 特別目的会社の設立

ア 優先交渉権者は、仮契約締結までに本事業を実施する会社法に定める株式会社として特別目的会社(以下「SPC」という。)を市内に設立することを要件とする。

イ 優先交渉権者の構成企業はSPCに出資すること。構成企業のうち代表企業の出資率は、出資者中最大となるようにすること。また、構成企業の出資比率の合計は、全体の50%を超えるものとする。

ウ 原則として、全ての出資者は、事業契約が終了するまでSPCの株式を保有すること。また、譲渡、担保権の設定その他の処分を行うに当たっては、市の承諾を必要とする。また、この場合においても、構成企業の出資比率の合計は、

全体の50%を超えるものとし、代表企業の出資率は、出資者中最大とすること。

(3) 事業契約の締結

市は優先交渉権者と契約条件が整った場合、優先交渉権者の構成企業が設立するSPCと仮契約を締結する。

なお、優先交渉権者との間で契約条件が整わない場合は、市は、次点交渉権者を改めて優先交渉権者として選定し、協議を行う。

SPCは、事業契約締結までに事業契約書に記載の契約保証金の納付等を行い、市を相手方として、事業契約を締結しなければならない。

ア 事業契約書（案）の内容変更

SPCとの契約に際し、募集条件に大きく影響を与えるような事業契約書(案)の内容変更や、提案価格の見直しは原則行わない。

イ 事業契約に係る契約書作成費用

事業契約書の検討に係るSPC側の弁護士費用、印紙代など、契約書の作成に要する費用（事業契約書の作成費用及び市の弁護士費用は除く。）は、選定事業者の負担とする。

ウ 事業契約の市議会による議決（効力の発生）

本事業契約は、PFI法第12条の規定により、市議会の議決を得たときに効力が発生するものとする。

なお、市議会の議決が得られず事業契約の効力が発生しなかった場合は、市及び選定事業者（優先交渉権者を含む）が本事業の準備に関して既に支出した費用は各自の負担とし、相互間に債権債務が生じないものとする。

エ SPCの事業契約上の地位

市の事前の承諾がある場合を除き、SPCは事業契約上の地位及び権利義務を譲渡、担保提供その他の方法により処分してはならない。

オ 金融機関との協議

市は、本事業の安定的な継続を担保するため、一定の重要事項について、選定事業者に資金を提供する金融機関と協議を行い、直接契約を結ぶことを想定している。

(4) その他

優先交渉権者決定以降、事業契約の承認に係る議会の議決日までの間、優先交渉権者の構成企業または協力企業が「豊橋市が行う事務又は事業からの暴力団排除に関する合意書」（平成26年3月26日付け豊橋市長・愛知県豊橋警察署長締結）に基づく排除措置を受けた場合、市は優先交渉権者と基本協定を締結せず、または優先交渉権者の設立したSPCと事業契約を締結しない場合がある。

第4 其他事業の実施に関し必要な事項

1 事業の継続が困難となった場合の措置

本事業において、事業の継続が困難となった場合には、次の措置をとることとする。

(1) 選定事業者の責めに帰すべき事由により事業の継続が困難となった場合

ア 選定事業者の提供するサービスが市の要求水準を下回る場合、その他の選定事業者の責めに帰すべき事由により債務不履行またはその懸念が生じた場合、市は選定事業者に対して改善勧告を行い、一定期間内に改善策の提出・実施を求めることができる。選定事業者が当該期間内に改善することができなかつたときは、市は契約を解除することができるものとする。

イ 選定事業者が倒産し、または選定事業者の財務状況が著しく悪化し、その結果、契約に基づく事業の継続的履行が困難と合理的に考えられる場合、市は契約を解除し、直接、事業継続のための手段を講じるものとする。

ウ ア及びイの規定により市が契約を解除した場合、選定事業者は市に生じた損害を賠償するものとする。

(2) 市の責めに帰すべき事由により事業の継続が困難となった場合

ア 市の責めに帰すべき事由による債務不履行により事業の継続が困難となった場合、選定事業者は契約を解除することができるものとする。

イ アの規定により選定事業者が契約を解除した場合、市は選定事業者に生じた損害を賠償するものとする。

(3) 当事者の責めに帰すことのできない事由により事業の継続が困難となった場合

不可抗力その他、市または選定事業者の責めに帰することのできない事由により事業の継続が困難となった場合、市及び選定事業者双方は事業継続の可否について協議するものとする。一定の期間内に協議が整わないときは、それぞれの相手に事前に書面によりその旨通知することにより、市及び選定事業者は契約を解除することができるものとする。

2 議会の議決

本事業契約に関する議案を平成26年12月市議会定例会に提出予定である。

3 情報公開及び情報提供

本事業に関する情報提供は、市の公式ホームページ等を通じて適宜行う。ただし、各応募者からの公募条件に直接関係するような個別の問い合わせには回答しない。

【本事業の担当部署】豊橋市上下水道局 総務課 財務グループ（公共下水道）

【住所】〒440-8502愛知県豊橋市牛川町字下モ田29番地の1

【TEL】0532-51-2705 【FAX】0532-51-2708

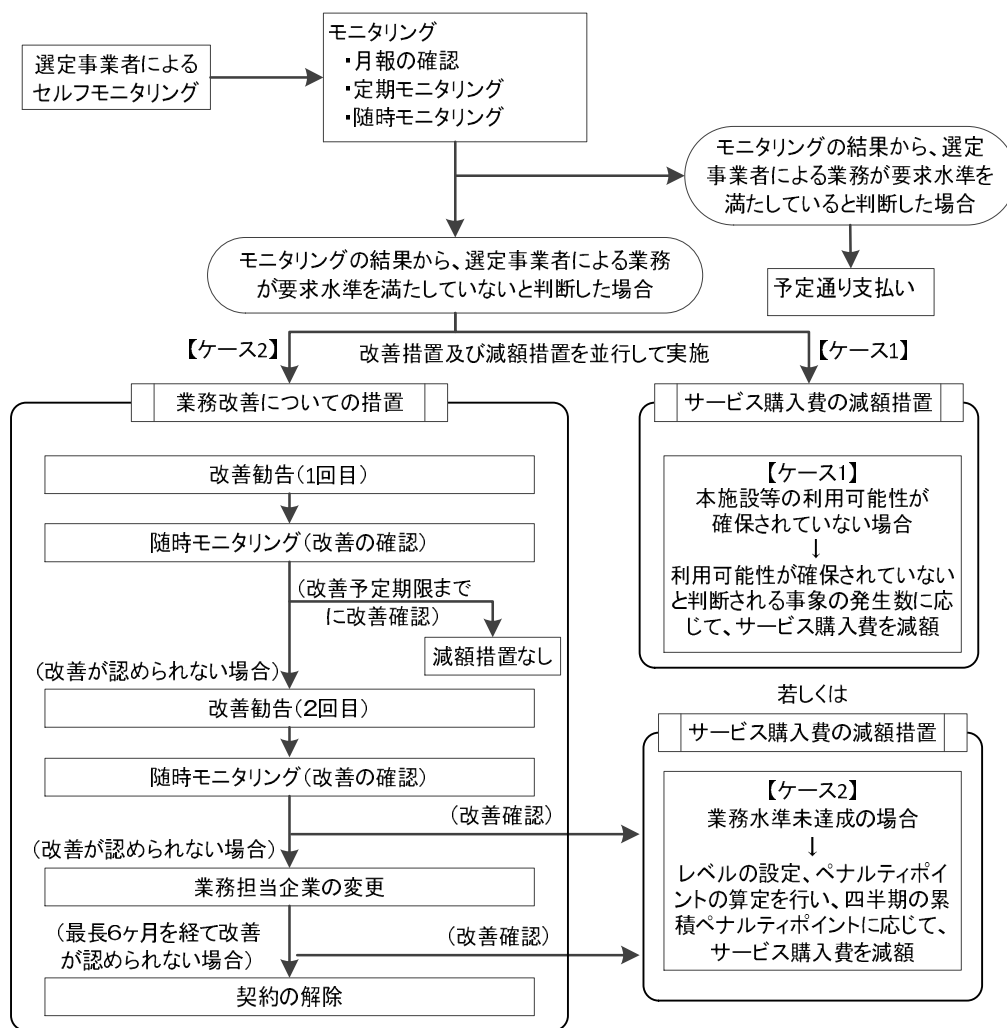
【E-mail】water-somu@city.toyohashi.lg.jp

【URL】<http://www.city.toyohashi.lg.jp/3053.htm>

別紙-1 モニタリングによるサービス購入費の減額の基準と方法

1 維持管理・運営期間中の業務水準低下に関する措置

本事業における維持管理・運営期間中の業務水準低下に関する措置は、下図に示すとおりとする。



2 モニタリングの方法

モニタリングについては、選定事業者において自己監査（セルフモニタリング）と自律的改善が十分に機能するように措置すべきことを前提として、以下のとおり行う。

また、モニタリングは、サービス購入費の減額を目的とするものではなく、市と選定事業者との対話を通じて、本施設等の状態を、安定的な稼働及び安全な水準に常に保つことを目的に実施するものである。市及び選定事業者は、上記目的を達成するため、「相互に協力して公共サービスを提供している」ことを意識し、意思疎通や認識の統一を図ることを常に念頭に置いて、モニタリングを実施するものである。

2-1 セルフモニタリング実施計画書の作成

選定事業者は、本契約締結後、以下の項目を含むセルフモニタリング実施計画書を作成し市へ提出し、協議を行い市の承諾を得るものとする。

- ア モニタリング時期
- イ モニタリング内容
- ウ モニタリング組織
- エ モニタリング手続
- オ モニタリング様式

2-2 モニタリングの方法

維持管理・運営業務及び発酵後汚泥の利活用等業務のモニタリングの概要を以下に示す。

(1) 月報の確認

市は、選定事業者が業務水準を満たしているかどうか、選定事業者から市へ提出される月報の内容を確認する。

(2) 定期モニタリングと随時モニタリング

市は、月1回、本施設等の現場調査を行い、選定事業者から提出された月報の記載内容、契約の履行状況について確認を行うものとする（定期モニタリング）。その他、随時必要に応じて、市は本施設等の現場調査を行い確認するものとする（随時モニタリング）。

3 業務の改善についての措置

3-1 改善勧告（第1回目）

市は、上記モニタリングの結果から、選定事業者による業務が要求水準を満たしていないと判断した場合には、選定事業者に対して、速やかにかかる業務の是正を行うよう第1回目の改善勧告を行うものとする。選定事業者は、市から改善勧告を受けた場合、速やかに改善対策と改善期限について市と協議を行うとともに、改善対策、改善期限、再発防止策等を記載した業務改善計画書を市に提出し、市の承諾を得るものとする。

3-2 改善の確認

市は、選定事業者からの改善完了の通知又は改善期限の到来を受け、随時のモニタリングを行い、業務改善計画書に沿った改善が行われたかどうかを確認するものとする。

3-3 改善勧告（第2回目）

上記3-2におけるモニタリングの結果、業務改善計画書に沿った期間・内容での改善が認められないと市が判断した場合、市は、事業者に第2回目の改善勧告を行うとともに、再度、業務改善計画書の提出請求、協議、承諾及び随時のモニタリングによる改善確認の措置を行う。

3-4 業務担当企業の変更等

上記3-3の手続を経ても第2回目の業務改善計画書に沿った期間・内容による改善が認められないと市が判断した場合、市は当該業務を担当している業務担当企業を変更することを選定事業者に請求することができる。

3-5 契約の解除等

市は上記3-4の業務担当企業の変更の手続を取った後、最長6か月を経て改善効果が認められないと判断した場合、市が本契約の継続を希望しない時には、本契約を解除することができる。

なお、市が必要と認めた場合は、上記3-4の手続きを経ることなく本契約を解除することを妨げるものではない。

4 サービス購入費の減額等の措置

4-1 サービス購入費減額の対象

サービス購入費については、業務実施の状況により下表に示す減額措置を行うものとする。なお、減額の対象は、サービス購入費C及びDとする。

	減額事由	減額の措置
ケース1	本施設等の利用可能性が確保されていない場合	下記4-2に従い減額
ケース2	業務水準未達成の場合（ケース1を除く）	下記4-3に従い減額

4-2 本施設等の利用可能性が確保されていない場合の措置（ケース1）

市は、上記4-1に示すケース1の場合、当該状態の継続する期間について、下式のとおり減額するものとする。ただし、ケース1の状態の発生について選定事業者の責によらないと市が認めた場合はこの限りでない。

$$\text{減額金額} = \frac{\text{該当する四半期のサービス購入費Cの固定費} \times \text{ケース1の状態の延べ発生日数 (3日間以上)}}{\text{該当する四半期の日数}}$$

また、ケース1の減額措置の対象となる、利用可能性が確保されていないと判断され

る事象を以下に示す。下記の事象が連続して終日以上発生した場合、ケース1の状態の延べ発生日数として計上する。また、四半期の間にケース1の状態の延べ発生日数が合計して3日間以上となった場合、上記の減額金額の算定の対象となる。

- ・要求水準の未達、その他の原因により、市が予定するバイオマスの受入れができない状態が発生した場合

なお、延べ発生日数の合計は、四半期ごとに計上するものとし、翌四半期には持ち越さない。

4-3 業務水準未達成の場合の措置（ケース2）

市は、ケース1を除く、維持管理・運営業務及び発酵後汚泥の利活用等業務の内容について業務水準の未達成（以下、本別紙で「未達状態」という。）が確認された場合、以下の方法によりサービス購入費C及びDの合計額の減額又は支払停止を行う。ただし、未達状態の発生が、選定事業者の責によらないと市が認めた場合は、この限りでない。

(1) レベルの認定

市は、未達状況に応じて、以下に定めるレベルの認定を行う。

レベル	各レベルの該当事象（例）
レベル1	<ul style="list-style-type: none"> ・本施設等の利用に軽微な影響を及ぼしている場合 ・市及び関係者への連絡不備 ・備品、帳簿類等の管理不行き届き 等
レベル2	<ul style="list-style-type: none"> ・下記の理由等により、本施設等の利用に重大な影響を及ぼしている場合 <ul style="list-style-type: none"> — 建物、設備、備品等の定期点検等の未実施や不具合及び故障等の放置 — 不衛生状態の放置 — 維持管理・運営業務及び発酵後汚泥の利活用等業務における実施内容や時間等の要求事項の不履行 — その他、要求水準の不履行 — 選定事業者が適切な管理をしなかったために、市が予定するバイオマスの受入が出来ない状態が一時的に発生した場合（ケース1以外の場合） ・長期にわたる市との連絡不通 ・周辺環境に重大な悪影響を及ぼしている場合
レベル3	<ul style="list-style-type: none"> ・発酵後汚泥の利活用又は処理について、市の承諾なしに選定事業者

	<p>の提案と異なる利用方法がなされている場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ・選定事業者が適切な管理をしなかったために、事故、本施設等の損壊等が発生した場合 ・不法行為 ・市への虚偽の報告（故意及び重過失の場合）
--	--

(2) ペナルティポイントの算定

市は、前項のレベルに応じ、以下のとおりペナルティポイントを算出する。

ア 第1回目の業務改善計画書に記載された改善期限までに改善が確認された場合、ペナルティポイントは付与しない。第1回目の改善期限までに、未達状況が改善されない場合、その改善期限日の翌日を第1日目としてペナルティポイントの算定の対象の日数とする。

※ただし、上記4-2で述べる、ケース1の未達状態の際のサービス購入費の支払減額措置については、上に述べる第1回目の改善期限までの減額及びペナルティポイント付与の保留期間の措置はない。

イ ペナルティポイントは、未達状況が継続する場合、各事象について1日ごとに自動的に加算されていくものとする。ただし、市は、改善の遅延が、選定事業者の責によらないと市が認めた場合は、ペナルティポイントの加算を中断することができる。

レベル	ペナルティポイント
レベル1	1日につき、2.5ポイント
レベル2	1日につき、5ポイント
レベル3	1日につき、10ポイント

(3) サービス購入費の減額

四半期での累積ペナルティポイントが一定値を超える場合、累積ペナルティポイントに応じて、サービス購入費の減額等の措置を行うこととする。減額金額は、当該年におけるサービス購入費C及びDの四半期分の合計額に対して、下表のとおりとする。

ペナルティポイントの算定及びそれに応じた減額等の措置は四半期単位で行うものとし、翌四半期にはペナルティポイントは持ち越さない。また、市は、減額後のサービス購入費の支払について、業務水準の未達状況の改善が確認されるまで留保することができるものとする。

累積ペナルティポイント (四半期)	減額措置内容
10以下	減額措置を行わない
10超50以下	当該四半期のサービス購入費 C及びDの合計額 $\times 1/2000 \times$ ペナルティポイント数
50超	当該四半期のサービス購入費 C及びDの合計額 $\times 1/1000 \times$ ペナルティポイント数

※ 当該四半期の最終的な減額金額については、サービス購入費C及びDの合計額が確定した後に、各四半期毎に精算を行う。

5 サービス購入費の返還

サービス購入費支払後に、月報、年報への虚偽の記載を含む、市への虚偽報告が判明し、当該虚偽報告がなければサービス購入費が減額される状態であった場合、事業者は、減額されるべきサービス購入費に相当する額を返還しなければならない。

この場合、当該減額されるべきサービス購入費を市が事業者を支払った日から、市に返還する日までの日数につき、政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和25年法律第256号）第8条第1項の規定に基づき財務大臣が決定した割合（1年を365日とする日割計算とする。）で計算した額の違約金を付するものとする。

別紙-2 サービス購入費の構成及び支払い方法

1. サービス購入費の内訳

本事業におけるサービス購入費は以下に掲げる項目により構成される。

表-1 サービス購入費の内訳

市から事業者への支払い項目	サービス購入費の支払い対象業務等		
設計業務・建設業務に係る対価			
サービス購入費A 設計業務・建設業務に係る対価のうち平成29年9月末までに引き渡しを行う本施設及び解体撤去を行う既存施設に関する費用	(1) 本施設の設計業務に係る費用 (2) 本施設の建設業務に係る費用（建中金利含む） (3) 解体撤去費用 (4) 本施設の供用開始準備に係る費用※ (5) S P C 設立等に係る費用 (6) 資金調達費用 (7) S P C 利益 (8) 事業期間中の割賦金利 (9) その他関連する費用	国庫補助相当額及び解体工事費（一括払い）	サービス購入費A1
		上記以外（割賦原価+割賦金利）	サービス購入費A2
サービス購入費B 設計業務・建設業務に係る対価のうち平成29年10月以降に引き渡しを行う本施設及び解体撤去を行う既存施設に関する費用	(1) 本施設の設計業務に係る費用 (2) 本施設の建設業務に係る費用（建中金利含む） (3) 解体撤去費用 (4) 本施設の供用開始準備に係る費用 (5) 資金調達費用 (6) S P C 利益 (7) 事業期間中の割賦金利 (8) その他関連する費用	国庫補助相当額及び解体工事費（一括払い）	サービス購入費B1
		上記以外（割賦原価+割賦金利）	サービス購入費B2
維持管理・運営業務に係る対価			
サービス購入費C 固定料金	(1) 維持管理・運営業務のうち、バイオマス量に関係なく生じる人件費、光熱水費等 (2) S P C 管理費 (3) S P C 利益 (4) その他関連する費用	四半期ごとに支払い	
サービス購入費C 変動料金	(1) 維持管理・運営業務のうち、バイオマス量に応じて変動する人件費、ユーティリティ等 (2) バイオマス利活用による収益又はコスト削減を控除		
発酵後汚泥の利活用等業務に係る対価（非有価物の処理費）			
サービス購入費D 変動料金	(1) 運搬費（車両費、人件費、燃料費等） (2) 搬入料金（提案時：22,500 円/t（TS 量）とする。）	四半期ごとに支払い	
消費税及び地方消費税			
消費税及び地方消費税			

※供用開始準備期間中に行う既存施設の維持管理・運営業務に係る費用については、サービス購入費Cの固定料金として見込むこと。

2. サービス購入費の算出方法

2-1. サービス購入費A、Bの算出方法

(1) 一括払い金（サービス購入費A1、B1）の算出方法

サービス購入費A、Bについて、交付金相当額については一括払いとする。

サービス購入費Aの一括払い相当額をA1、サービス購入費Bの一括払い相当額をB1とする。

サービス購入費A1、B1の算出方法は以下の通りである。なお、算出に当たって対象となる施設整備費は、税抜とする。

以下の施設のうち、平成29年9月末の引渡時に引渡し、または撤去を完了するものをサービス購入費A1の対象とする。

平成29年10月以降に引渡し、または撤去を行うものは、サービス購入費B1の対象とする。

表-2 一括払い金（サービス購入費 A 1、B 1）の算出方法

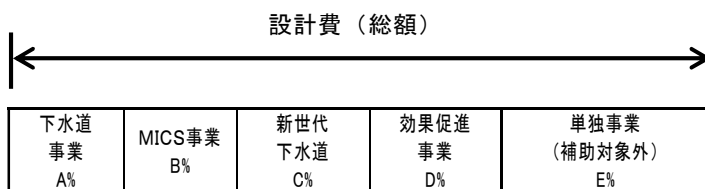
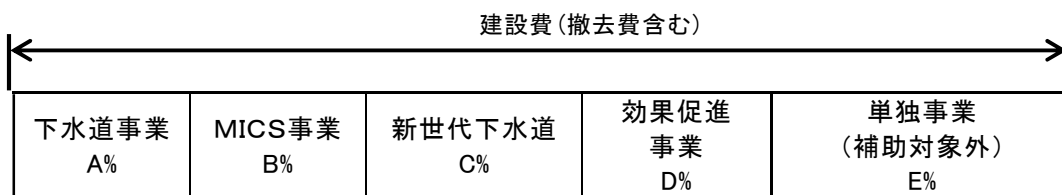
サービス購入費	設備種類	交付金種類 (想定)	交付率	算出式	
A 1	設計費 (注 3)	M I C S 事業 効果促進事業 新世代下水道 下水道事業	50%	M I C S 事業相当設計費 × 50% 効果促進事業相当設計費(注 1) × 50% 新世代下水道事業相当設計費 × 50% 下水道事業相当設計費 × 50%	
A 1	本施設建設費	造成費(注 4)	M I C S 事業 効果促進事業 新世代下水道	50%	M I C S 事業相当設計費 × 50% 効果促進事業相当設計費(注 1) × 50% 新世代下水道事業相当設計費 × 50%
		機械濃縮機	下水道事業	55%	事業費 × 55%
		汚泥濃縮設備	M I C S 事業	55%	事業費 × 55%
		前処理設備（生ごみ、し尿・ 浄化槽汚泥、地域下水道汚 泥）	効果促進事業 (注 1)	50%	事業費(注 1) × 50%
		原料貯留槽	新世代下水道	55%	事業費 × 55%
		メタン発酵槽		汚泥 : 55% 生ごみ : 25%	(事業費 × 発酵前汚泥固形物量割合 (注 2)) × 55% (事業費 × 発酵前生ごみ固形物量割 合(注 2)) × 25%
		汚泥洗浄槽			
		一次精製			
		ガスホルダ	M I C S 事業	55%	事業費 × 55%
汚泥脱水機					
A 1 / B 1	撤去費	汚泥脱水機、機械濃縮機	—	—	事業費 × 100%
A 1 / B 1	本施設建設費	汚泥乾燥機 1 号機 (途中更新も可)	M I C S 事業	55%	事業費 × 55%
		汚泥乾燥機 2 号機 (途中更新も可)			
B 1	撤去費	汚泥乾燥機 1 号機撤去費 (H 29 年度以降)	—	—	事業費 × 100%
		汚泥乾燥機 2 号機撤去費 (H 33 年度以降)	—	—	事業費 × 100%

(注 1) 効果促進事業において補助対象事業費は以下のとおりとなる。

- ・ (効果促進事業補助対象事業費 / 補助対象事業費) > 20% の場合、効果促進事業補助対象事業費は補助対象事業費 × 20%
- ・ (効果促進事業補助対象事業費 / 補助対象事業費) < 20% の場合、効果促進事業補助対象事業費は全額

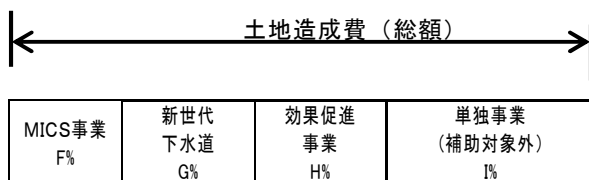
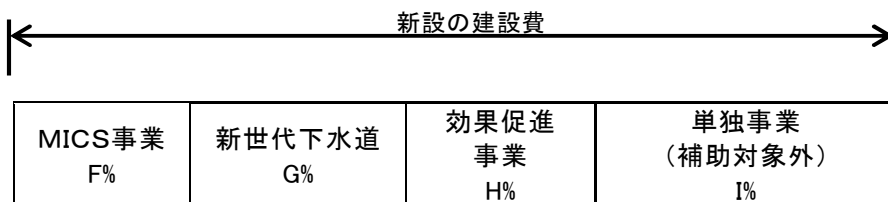
(注 2) 発酵前汚泥固形物量：発酵前生ごみ固形物量については、提案時は 1 : 1 とする。

(注 3) 設計業務において補助対象事業費は以下のとおりとなる。



設計費(総額)を施設整備費の割合(A%~E%)の割合に応じて案分し、それぞれの交付金の交付率をかけた額を設計費の交付金とする。

(注4) 土地造成費の交付金額は、以下のとおりとなる。



土地造成費(総額)を本施設のうち新設の建設費の割合(F%~I%)の割合に応じて案分し、それぞれの交付金の交付率をかけた額を土地造成費の交付金とする。

(2) 割賦払い金(サービス購入費A2、B2)の算出方法

サービス購入費Aからサービス購入費A1を差し引いた額をサービス購入費A2とする。維持管理・運営期間にわたって選定事業者(四半期ごと)に割賦で支払う。

サービス購入費Bからサービス購入費B1を差し引いた額をサービス購入費B2とする。更新終了後の維持管理・運営期間にわたって選定事業者(四半期ごと)に割賦で支払う。

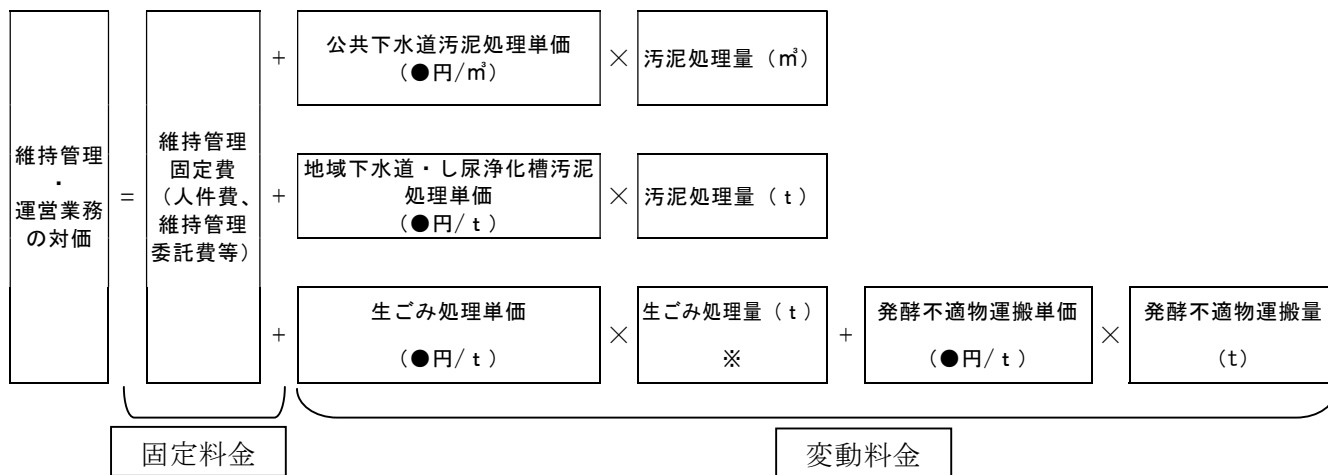
2-2. サービス購入費Cの算出方法

市は、選定事業者が行う維持管理・運營業務に対する対価を、サービス購入費Cとして維持管理・運営期間にわたり、四半期ごとに支払う。

サービス購入費Cは、固定料金と変動料金で構成される。変動料金は、バイオマスの処理量に従い変動する費用(バイオマス量に応じて変動する人件費、ユーティリティ等。事業者提案による。)とし、従量制(処理量実績×提案単価)で支払う。

なお、提案単価は、バイオガスの利活用により得られる収入をあらかじめ考慮し差し引いた提案額とする。提案単価がマイナスの額の提案も可能とする。

提案時には、様式集の参考資料において示すバイオマス量に基づき提案すること。



2-3. サービス購入費Dの算出方法

(1) 有価物として利活用を行う場合

有価物として市から買い取り販売する発酵後汚泥の利活用にかかる費用（市からの買い取り費用、運搬費等）については、販売による対価による独立採算とし、市からのサービス購入費は支払わない。

なお、有価物として選定事業者が利活用する量は提案量(バイオマスTS量)による。

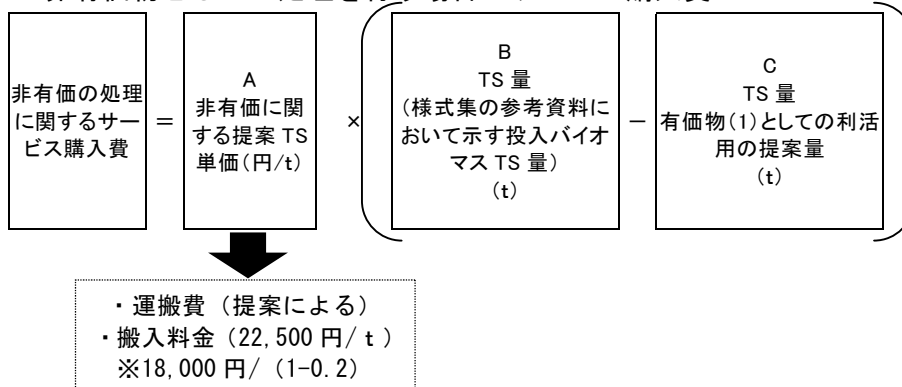
※提案量に関わらず、選定事業者が市から実際に有価物を買取る価格は、選定事業者の提案単価 (円/t) に、本事業用地外に搬出する時点における発酵後汚泥又はその加工品の量 (t) を乗じた額とする

(2) 非有価物としての処理

全体のTS量 (t) から、選定事業者により (1) により利活用した量 (提案量) を差し引いたTS量 (t) に対し、提案単価 (円/t) から実際の処理量に応じて、資源化センターにおける処理費を差し引いた額をサービス購入費として支払う。提案単価には、資源化センターへの運搬費用及び処理費が含まれる。

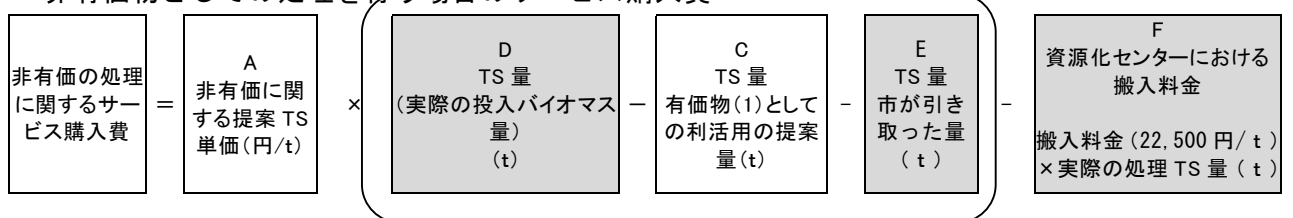
■提案時

非有価物としての処理を行う場合のサービス購入費



■支払時の精算方法

非有価物としての処理を行う場合のサービス購入費



※資源化センターにおける搬入料金に変更となった場合は、A 非有価に関する提案 TS 単価、F 資源化センターにおける搬入料金も、それに応じて見直しを行う。

※資源化センターへの搬入料金については、実際の処理量に応じ、サービス購入費から減額することとし、資源化センターでの負担は発生しない。

※市の指示により、資源化センター以外への搬入を行う場合は、処理費については別途協議により決定する。

3. サービス購入費の支払い方法等

3-1. 一括支払施設整備費 (サービス購入費 A 1)

(1) 支払方法

市は、本施設の平成29年9月末の引渡し後、サービス購入費 A 1 を一括して支払う。

(2) 支払手続き

選定事業者は、本施設の平成29年9月末の引渡し後、市に対して速やかに請求書を送付すること。市は、適正な請求書を受領した日から30日以内に、サービス購入費 A 1 を一括して支払う。

3-2. 割賦支払施設整備費 (サービス購入費 A 2)

(1) 支払方法

市は、本施設の平成29年9月末の引渡し後、年4回・全80回に分けて、サービス購入費 A 2 を支払う。

(2) 支払手続き

選定事業者は、平成30年1月を第1回として平成49年10月を最終回とし、各年4月、7月、10月及び1月の各当月中に、市に対して請求書を送付すること。市は、適正な請求書を受理した日から30日以内に、サービス購入費A2を支払う。

(3) サービス購入費A-2の算定方法

各請求予定年月におけるサービス購入費A2の算定方法は、以下のとおりとする。

請求予定年月	サービス購入費A2の算定方法
平成30年1月～ 平成49年10月	〔元本〕を20年全80回で元利均等返済する額 ＋〔各回支払額に含まれる元本相当額〕に対する消費税及び地方消費税

(4) 元利均等返済する額及び割賦金利の算定に用いる利率

選定事業者が提案したスプレッド（年利●%）と基準金利を合計した率とする。

(5) 基準金利

各請求予定年月に適用する基準金利は、以下のとおりとする。

請求予定年月	適用する基準金利
平成30年1月～ 平成49年10月	午前10時にテレレート17143頁に発表される東京スワップ・レファレンス・レート（TSR）として表示されている6か月LIBORベース10年物金利スワップレート

また、基準金利は、以下の改定時期に従って事業期間中に2回改定する。

請求予定年月	適用する基準金利
平成30年1月 ～平成39年10月	平成29年9月30日の2営業日前 （金融機関の営業日でない場合はその前営業日）
平成40年1月 ～平成49年10月	平成39年9月30日の2営業日前 （金融機関の営業日でない場合はその前営業日）

3-3. 一括支払施設整備費（サービス購入費B1）

(1) 支払方法

市は、本施設の平成○年○月末（事業者提案による）の引渡し後、サービス購入費B1を一括して支払う。

(2) 支払手続き

選定事業者は、本施設の平成○年○月末（事業者提案による）の引渡し後、市に対して速やかに請求書を送付すること。市は、適正な請求書を受理した日から30日以内に、サービス購入費B1を一括して支払う。

3-4. 割賦支払施設整備費（サービス購入費B2）

(1) 支払方法

市は、本施設の平成○年○月末（事業者提案による）の引渡し後、年4回・全○回※に分けて、サービス購入費B2を支払う。

※事業者提案による本施設の引渡日の直近の支払年月（4月、7月、10月及び1月）を第一回とし、契約終了まで年4回で支払う。

(2) 支払手続き

選定事業者は、平成○年○月（事業者提案による）を第1回として平成49年10月を最終回とし、各年4月、7月、10月及び1月の各当月中に、市に対して請求書を送付すること。市は、適正な請求書を受理した日から30日以内に、サービス購入費B2を支払う。

(3) サービス購入費B2の算定方法

各請求予定年月におけるサービス購入費B2の算定方法は、以下のとおりとする。

請求予定年月	サービス購入費B2の算定方法
平成○年○月 ※事業者提案による引渡日から最も近い支払年月とする。	〔元本のW分のVの金額〕 + 〔元本に対するVか月分の金利〕 + 〔元本のW分のVの金額〕に対する消費税及び地方消費税 W：引渡し月の翌月から契約終了月までの合計月数とする。 V：引渡し月の翌月から請求予定月までの合計月数とする。
平成○年○月 ～平成○年○月	〔元本のW分の（W-V）の金額〕を○年○ヶ月間全○回で元利均等返済する額 + 〔各回支払額に含まれる元本相当額〕に対する消費税及び地方消費税

(4) 元利均等返済する額及び割賦金利の算定に用いる利率

選定事業者が提案したスプレッド（年利●%）と基準金利を合計した率とする。

(5) 基準金利

各請求予定年月に適用する基準金利は、以下のとおりとする。

請求予定年月	適用する基準金利
平成○年○月 ～平成○年○月	午前10時にテレレート17143頁に発表される東京スワップ・レファレンス・レート（TSR）として表示されている6か月LIBORベース○※年物金利スワップレート ※請求予定年月期間に対応するLIBORベース金利スワップレートとする。

また、基準金利は、以下の改定時期に従って事業期間中に1回改定する。

請求予定年月	適用する基準金利
平成○年○月 ～平成○年○月	平成○年○月（事業者提案による引渡日）の2営業日前（金融機関の営業日でない場合はその前営業日）

3-5. 維持管理・運營業務に係る対価（サービス購入費C）

(1) 支払方法

市は、選定事業者の維持管理・運營業務の実施状況を定期的にモニタリングし、本件契約書等に定められた要求水準が達成されていることを確認したうえで、年4回・全80回に分けて、サービス購入費Cを支払う。

(2) 支払手続

- ア 選定事業者は月ごとに月報を作成し、翌月7日までに市へ提出するものとする。
- イ 市は月報の提出を受けた後、これを精査しその結果を踏まえて、当該四半期のサービス購入費Cを算定し、原則として、事業者に対し各年4月15日、7月15日、10月15日及び1月15日（15日が市の休日の場合は、市の休日の翌日とする）までに支払額を通知する。
- ウ 事業者は、支払額判明後、速やかに市に対して請求書を送付する。
- エ 市は、適正な請求書を受理した日から30日以内に支払うものとする。

3-6. 発酵後汚泥の利活用等業務に係る対価（サービス購入費D）

(1) 支払方法

市は、選定事業者の発酵後汚泥利活用等業務の実施状況を定期的にモニタリングし、本件契約書等に定められた要求水準が達成されていることを確認したうえで、年4回・全80回に分けて、サービス購入費Dを支払う。

(2) 支払手続

- ア 選定事業者は月ごとに月報を作成し、翌月7日までに市へ提出するものとする。
- イ 市は月報の提出を受けた後、これを精査しその結果を踏まえて、当該四半期のサービス購入費Dを算定し、原則として、事業者に対し各年4月15日、7月15日、10月15日及び1月15日（15日が市の休日の場合は、市の休日の翌日とする）までに支払額を通知する。
- ウ 事業者は、支払額判明後、速やかに市に対して請求書を送付する。
- エ 市は、適正な請求書を受理した日から30日以内に支払うものとする。

別紙-3 物価変動等によるサービス購入費の見直しについて（案）

以下に物価変動の考え方（案）を示す。なお、当該考え方は案であり、用いる指標については協議により決定することも可能とする。

1 サービス購入費A、Bの改定に関する基本的考え方

- ①サービス購入費A及びB（別紙-2 表-1「サービス購入費A」又は「サービス購入費B」の（2）（3）のうち工事監理業務費を除く。以下「建設工事費等業務費」という。）については、事業契約書等に基づいて決定される金額を基に物価変動率を勘案して改定するものとし、改定方法については、平成26年8月（提案書類提出時）の「日本銀行調査統計局の（消費税を除く国内企業物価指数/業務用機器）」を用い、工事着手時期（提案による）の同指数と比較して1.5パーセント以上の差が生じた場合、生じた差分に応じてサービスの対価の改定を行う。
- ②建設工事等業務費の物価変動に基づくサービス購入費の改定は、次式によって表されるものとする。

$$\text{物価変動率} = \frac{\text{【工事着工日の属する月の国内企業物価指数/業務用機器】}}{\text{【平成26年8月の国内企業物価指数/業務用機器】}} - 1$$

※物価変動率に小数点以下第3位未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

物価変動率 > 0.015の場合

$$\text{改定後の建設工事費等業務費} = \text{提案時の建設工事費等業務費} \times (1 + (\text{物価変動率}) - 0.015)$$

物価変動率 < -0.015の場合

$$\text{改定後の建設工事費等業務費} = \text{提案時の建設工事費等業務費} \times (1 + (\text{物価変動率}) + 0.015)$$

- ③この請求及び協議は、工事着工日以降5か月以内に行うこととする。
- ④選定事業者の提案内容、市場の変動等により、改定に用いる指数が実態に整合しない場合には、市と選定事業者で協議を行うものとする。
- ⑤特別な要因によりサービス購入費Aについては設計・建設期間内に、サービス購入費Bについては、サービス購入費Bに相当する施設の着工から引き渡しまでの間に、主要な工事材料の価格に著しい変動を生じ、サービス購入費A及びBの支払金額が不相当となったときは、市又は選定事業者は、前各項の規定によるほか、サービス購入費A及びBの支払金額の変更を請求することができる。
- ⑥予期することのできない特別の事情により、サービス購入費Aについては設計・建設期間内に、サービス購入費Bについては、サービス購入費Bに相当する施設の着工から引き渡しまでの間に、急激なインフレーション又はデフレーションを生じ、サービス購入費A及びBの支払金額が著しく不相当となったときは、市又は選定事業者は、前各項の規定にかかわらず、サービス購入費A及びBの支払金額の変更を請求することができる。
- ⑦第⑤項及び前項の場合において、サービス購入費A及びBの支払金額の変更額については、市及び選定事業者が協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合に

っては、市が定め、選定事業者に通知する。

- ⑧前項の協議開始の日については、市が選定事業者の意見を聴いて定め、選定事業者に通知しなければならない。ただし、市が第⑤項又は第⑥項の請求を行った日又は受けた日から7日以内に協議開始の日を通知しない場合には、選定事業者は、協議開始の日を定め、市に通知することができる。
- ⑨前各項に基づいて行うサービス購入費A及びBの改定は、豊橋市工事請負契約約款第25条各項の運用に関して市が定めた運用方法（運用方法に改定があった場合は、改定後の運用方法をいう。）を準用するものとし、選定事業者はこれに従うものとする。

2 維持管理・運營業務及び発酵後汚泥の利活用等業務のサービスの購入費の改定に関する基本的考え方

事業期間中の物価変動に伴い、維持管理・運營業務に係る対価（サービス購入費C）及び発酵後汚泥の利活用等業務に係る対価（サービス購入費D）について、以下のように改定を行う。

①サービス購入費C及びDの支払金額の改定は、下表に指標に基づいて算定するものとする。

表-1 サービス購入費C及びDの支払金額の改定に使用する指標

区分	主な費用	使用する指標（確報）
サービス購入費C（固定料金）	ア 光熱水費固定分（水道、電気、ガス料金等）	電気・ガス・水道会社との基本料金契約金額
	イ 発酵不適物運搬費	消費税を除く企業向けサービス価格指数／道路貨物輸送（日本銀行調査統計局）
	ウ ア、イ以外の経費	消費税を除く企業向けサービス価格指数／下水道（日本銀行調査統計局）
サービス購入費C（変動料金）	ア 光熱水費変動分（水道、電気、ガス料金等）	電気・ガス・水道会社との契約単価
	イ ア以外の経費	消費税を除く企業向けサービス価格指数／下水道（日本銀行調査統計局）
	ウ バイオガス利活用による収入【選定事業者の直接収入】	提案された活用方法に基づき選定事業者と協議。 なお、電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（以下「再生可能エネルギー特別措置法」という。）に基づく活用を提案する場合、当該法令が変更され、調達価格が変更となった場合は、それに応じてバイオガス利活用による収入についても見直しを行う。
サービス購入費D（変動料金）【非有価物としての処理を行う場合】	ア 搬入料金	市の資源化センターの搬入料金の変更に応じて変更。
	イ 運搬費	消費税を除く企業向けサービス価格指数／道路貨物輸送（日本銀行調査統計局）

②選定事業者は、毎年4月1日時点で公表されている最新の指標（直近12ヶ月分の確報値の平均）の数値について、書面により市に報告する。

③市又は選定事業者は、見直し時の指標と前回のサービス購入費の改定時の指標と比較し、1.5%以上の変動があった場合、相手方に対して、当該年度の4月1日から3月31日まで（ただし、サービス購入費C及びDの初年度については平成29年10月1日から平成30年3月31日まで。以下本別紙において同じ。）に対応するサービス購入費C及びDの支払金額の変更を請求することができる。

- ④市又は選定事業者は、前項の規定による請求があったときは、サービス購入費C及びDの支払金額の変更に応じなければならない。
- ⑤選定事業者は、第③項の規定による請求があったときは、当該年の4月1日時点で公表されている最新の指標（12ヶ月分）に基づき当該年度のサービス購入費C及びDの支払金額を速やかに算定して市に確認を求め、市は、6月30日までに当該年度のサービス購入費を確定し、当該年度7月以降に請求予定の支払に反映させる。計算は下式とする。ただし、初回に改定を行う場合は、事業者提案に示された支払金額を基準額とする。

$$P_t = P_b \times (CSP I_{t-1} / CSP I_b)$$

ここで、

P_t : 改定後の支払金額（税抜き）

P_b : 前回改定後の支払金額（税抜き、初回改定が行われるまでは選定事業者提案に示された支払金額）

$CSP I_{t-1}$: 改定年の4月1日時点で公表されている最新の指標（12ヶ月分の平均値）

$CSP I_b$: 前回改定年の4月1日時点で公表されている最新の指標（12ヶ月分の平均値、ただし初回の改定が行われるまでは平成26年8月時点での当該指標）

$CSP I$: 上記①項の表に示す各指標

※ $0.985 < CSP I_{t-1} / CSP I_b < 1.015$ （小数点以下第4位未満の端数切り捨て後）の場合は改定を行わない。また、当改定率に小数点以下第4位未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

⑥バイオマス量の著しい変動が発生した場合に伴う改定

本施設等で受け入れた生ごみの量が、市が募集要項等で提示した生ごみ量（年間）から著しく異なる見込みとなった場合は、選定事業者又は市は、双方相手方に対して当該事由による次年度のサービス購入費Cの見直しを求めることができるものとする。

サービス購入費Cの見直し後に、本施設等で受け入れた生ごみ量（年間）が、募集要項等で提示した量の水準となる見込みとなった場合は、選定事業者又は市は、双方相手方に対して当該事由による次年度のサービス購入費Cの見直しを求めることができるものとする。

見直し方法については、市と選定事業者間の協議により定める。

⑦バイオマスの質の著しい変動が発生した場合に伴う改定

本施設等で受け入れたバイオマスの質が、市が募集要項等で提示した水準から大幅に逸脱した場合選定事業者又は市は、双方相手方に対して当該事由によるサービス購入費C及びDの見直しを求めることができるものとする。

サービス購入費C及びDの見直し後に、本施設等で受け入れたバイオマスの質が、募集要項等で提示した水準となった場合は、選定事業者又は市は、双方相手方に対して当該事由によるサービス購入費C及びDの見直しを求めることができるものとする。

見直し方法については、市と選定事業者間の協議により定める。

⑧業務内容及び業務範囲の変更に伴う改定

契約で定めた維持管理・運營業務の内容又は範囲の変更を余儀なくされる場合、市は選定事業者に対して当該変更によるサービス購入費C及びDの支払金額の見直しを求めることができるものとする。

社会情勢の変化等による発酵後汚泥の利活用量の著しい変動があった場合、選定事業者は、市に対して当該事由による利活用量の見直しを求めることができるものとする。

⑨その他

改定後のサービス購入費C及びDの支払金額は、円未満の部分を切り捨てるものとする。

別紙-4 維持管理・運営期間において市が付保する予定の保険（参考）

本事業の維持管理期間においては、市が現在加入している建物総合損害共済（社団法人全国市有物件災害共済会東海支部）と同程度の保険付保を予定している。以下にその概要を示す。

建物総合損害共済（社団法人全国市有物件災害共済会）の概要

○共済の目的の範囲

建物：土地に定着して建設され、屋蓋を有し、居住、作業、販売、貯蔵等の用に供される構築物をいい、給排水、冷暖房等の附属設備は建物に含まれる。なお、門等の構築物は建物の一部分とはみなされない。

○てん補責任の範囲（次のいずれかの偶然の事故による損害が生じたときは、災害共済金が支払われる。）

- ①火災による損害
- ②落雷による損害
- ③破裂または爆発による損害
- ④建物または工作物の外部からの物体の落下、飛来、衝突または倒壊による損害
- ⑤車両の衝突または接触による損害
- ⑥騒じょう若しくは労働争議またはこれらに類似の集団示威行動に伴う暴行による損害
- ⑦破壊行為による損害
- ⑧風災または水災による損害
- ⑨雪災による損害
- ⑩土砂崩れによる損害

○共済の目的の価額

共済の目的が建物である場合は、再調達価額によって定める。

*再調達価額とは、共済の目的と同一の構造、質、用途、規模のものを再築する額をいい、建築費指数によって建物の再調達価額を算出する。

○共済責任額の設定

共済の目的が建物である場合の共済責任額は、「全部共済委託」（委託物件の共済責任額が共済の目的の価額と等しい額が設定されている場合）が原則である。